

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	安芸高田市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/soumu_soumu2/mynumber_dokujiri

執行機関名 安芸高田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第92号)によるひとり親家庭等の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸高田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第22号)別表第1の3の項 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第92号)によるひとり親家庭等の医療に要する費用の一部を支給する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年条例第92号) 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(平成16年規則第92号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条第4条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費の支給を受けるための受給資格の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第92号。以下「ひとり親家庭等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。)、配偶者又は扶養義務者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る道府県民税情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条第4条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の改定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書の受理、当該申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ニ	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第92号。以下「ひとり親家庭等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。)、配偶者又は扶養義務者に係る住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第9条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	届出に関する事務についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第9条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	届出に関する事務についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	申請を行う受給者、配偶者又は扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ホ	安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請(前項各号に定める申請又は届出をいう。以下この項において同じ。)を行う受給者(安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例(平成16年安芸高田市条例第92号。以下「ひとり親家庭等医療費条例」という。)第3条第1項に規定する受給資格者をいう。以下この項において同じ。)、配偶者又は扶養義務者に係る住民票関係情報

事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
-----	----------	------------

備考	
----	--